

氏名(本籍)	辻	いさお	功(埼玉県)
学位の種類	教育学博士		
学位記番号	博乙第247号		
学位授与年月日	昭和60年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	わが国における公的職業資格制度の研究		
主査	筑波大学教授	教育学博士	山村賢明
副査	筑波大学教授		真野宮雄
副査	筑波大学教授		糸野豊
副査	筑波大学教授	教育学博士	加藤隆勝
副査	筑波大学助教授		斉藤太郎
副査	筑波大学助教授	教育学博士	山本恒夫
副査	筑波大学助教授		上野益雄

論文の要旨

(1) 研究の目的と方法

わが国の職業資格制度は、明治以降大きな発展を遂げてきたが、それと教育制度との関係は、ほとんど解明されないまま、今日におよんでいる。これまで、職業資格制度に関する研究はないわけではないが、それらはいずれも、さまざまな職業資格の中から特定の種類を取り出し、それを研究しているにすぎない。それに対して本研究においては、明治以降のわが国の法制に現れたすべての職業資格を対象として、それらの創設から今日までの法的変遷を考察し、特に資格取得要件として、学歴がどのように規定されてきたか、また現在どのように規定されているかを分析しようとしている。

そのために、歴史的方法と統計的方法の二つを併用する。まず、わが国の職業資格制度の変遷過程を、創成期(明治初期～同10年)・整備期(明治11～同42年)・漸新时期(明治43～第二次世界大戦終了)・改革期(敗戦後～昭和31年)・発展期(昭和32～同50年)の5期に分け、それぞれの時期における職業資格制度の特質と、学歴との関わりを分析した。他方、現在の職業資格の全種類を母集団として、無試験認定、資格取得のための受験資格、一部試験免除など、資格取得過程の重要な局面を取りあげ、そこに学歴の要因がどのように関わっているかについて、統計的分析を行った。

(2)研究の主な成果

a) 明治初期から明治10年代の半ば頃までの職業資格取得の方法は、「従来営業」と「試験検定」が中心であったが、その後次第に試験検定が主になっていた。明治40年代から、科学技術に直接関連する職業資格が創設されるようになるが、政府の対応は消極的で、資格を認める領域はあまり拡大されなかった。しかし他方、学校制度が整備されるにつれ、学校卒業者に対して特典が与えられるようになり、医師資格については、明治40年代に、試験検定に対する学歴による無試験認定の優位が確立された。職業資格についてのいわゆる指定校制度は、すでに明治10年代に始ったが、その指定の基準は厳しく、明治30年代以降、次第に私立学校や各種学校をも規制するようになっていった。

b) 第2次大戦終了後、職業資格制度についての政府の取組みは積極的となり、戦前は1年当たり平均0.7種類の資格の創設がみられただけであったのに対して、平均5.0種類ずつ増えるようになった。そして昭和50年現在で、わが国の公的職業資格を整理して、316（最も細分化すれば825）種類を同定することができたが、それらを規定している法規間には、統一性や整合性はとぼしく、所管省庁ごとに異なる傾向が強い。

c) 戦前における職業資格制度は、学歴所有者に特典を与える方向で整備されていったといえるが、戦後になって、それら既に制度的に確立されていた職業資格の多くは、教員資格など一部を除いて、学歴による無試験認定から試験検定に変わった。職業資格取得の方法（チャンネル）という点からみると、全体の50%が試験検定、31.6%が無試験認定、残り18.4%がその両方をあわせてもっていることになる。今日、資格取得のチャンネルも、それに必要とされる要件も多様化しているが、学歴の関わり方には、無試験認定、試験認定のための受験基礎資格、一部試験免除、実務経験代替という4つの場合があることが確認された。ただ、戦前においては、学歴が前面に現われかつ単独で強力な規制力を発揮したのに対して、現在では、間接的にしかも他の要件（実務経験・講習の受講、他資格の所有など）と連鎖して機能するように変化してきている。しかし、それでもなお、学歴は依然として職業資格制度と深く関連している。確かに、学歴を必要要件としない職業資格もあるが、その中には別の資格取得チャンネルをあわせもつもの、取得しても現実的に効用の少ないもの、さらには弁護士資格のように取得の極端に困難なものなどが混在しており、単純に実力主義の職業資格など見せないものが多い。

審 査 の 要 旨

わが国の職業資格制度は、明治以降の教育制度と密接な関わりをもって発展してきたが、その関連を検討した本格的な研究は、これまでほとんど皆無であった。本研究はそのような未開拓な領域に対して、周到な準備のもとに、果敢に挑戦したものとして、高く評価できる。

本研究の先行研究にない独自性は次の諸点に認められる。すなわち(1)公的職業資格制度というも

のを、明治初期から現代に至る全時代を通して解明したこと、(2)公的職業資格のすべての種類を研究対象として取りあげたこと、(3)歴史的アプローチと統計的方法とを併用することによって、職業資格制度を学校教育（学歴）との関係を中心に分析したことである。

個々の職業資格の制定は、関連職業集団の理念と利害、社会的・行政的必要性などのダイナミックスとして実現されるものと考えられるが、本研究はそのような具体的現実や、法制化の社会＝文化的背景などに深入りすることなく、主として法的規定のレベルに焦点を合わせ、禁欲的に事実の解明を行っている。そのことが本研究をやや平板なものし、資格制度の将来への展望を不分明にさせていることも否めない。しかしそのような研究戦略がとられたからこそ、多様性と不統一のままに複雑多岐に発達してのきた、職業規格制度という未踏の分野をきり開くことが可能になったと考えられる。

いずれにしても本研究が、明治から現代までの膨大な資料を蒐集・整理し、それに綿密な分析を加え、わが国の公的職業資格制度の全容を明らかにすることによって、今後展開されるべき研究の基礎を築いたことの意義は、極めて大きいといわねばならない。これは単に社会教育史の面でオリジナルな研究であるばかりか、教育社会学における学歴研究や産業・技術教育の研究への貢献としても評価されるものであり、さらには今後の職業資格行政に対してさえ、不可欠な情報を提供するものと考えられる。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものとみとめる。